

都市計画

変更案の概要の
縦覧と公聴会

成田市計画区域における、下水道の変更案の概要(素案)の縦覧と公聴会を行います。

案の概要(素案)の縦覧

日時 6月16日(月)～30日(月)
午前8時30分～午後5時30分
場所 下水道課(市役所5階)

内容 成田市計画下水道の変更(市決定)、(仮称)成田ニュータウン北駅周辺の下水道区域の変更
公聴会の開催

日時 7月21日(月・祝) 午前10時から(公述申し出がない場合は中止)

会場 市役所6階大会議室

公述人の資格 成田市計画区域(旧成田市)に住所がある人および利害関係がある人(法人を含む)

公述申し出の方法 公述を希望する人は、下水道課にある公述申出書に必要事項を書いて、意見の要旨を添えて直接または郵送で下水道課(T286・8585花崎町760)へ
公述申出書の提出期間 6月16日



新教育長に
関根賢次氏

6月定例市議会において、前教育長大須賀久大氏の後任として、現教育総務部長関根賢次氏を教育委員に任命することに同意が得られました。同氏は6月7日付けで教育長に就任しました。

同氏は、昭和25年3月8日生まれ、昭和49年成田市役所に奉職。在職中は総務部財政課長、総務課長、市民部副参事、教育総務部長などを歴任しました。

今後とも、豊富な行政経験を生かした同氏の活躍が期待されます。

(月)～30日(月)(郵送の場合は当日消印有効)

※公聴会の傍聴を希望する人は、当日直接会場へ。くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

市営住宅入居者

受付は
16日から30日まで

市では、市営住宅の空き家入居者を次の通り募集します。
申込資格 ①次の要件をすべて満たす人
②続けて6カ月以上市内に居住もしくは勤務していること
③同居しようとする親族がいること
④住宅に困っていること
⑤所定の方法で算出した世帯の所得月額が、20万円以下(高齢者・障がい者・子育て世帯は26万8,000円以下)であること

○市税を完納していること
○連帯保証人がいること
○申込者および同居しようとする親族が暴力団員でないこと
○家賃 希望住宅や世帯の所得額により定められる所定の額

募集内容

団地名	階数	募集戸数	間取り	所在地
中園護台	2	1	3K(6,6,6畳)	園護台 2-3-1
北園護台	2,4,5(各1)	3	3K(6,6,6畳)	園護台 1385-1

受付期間 6月16日(月)～30日(月)

受付場所 管轄課(市役所5階)
※申込書は、回課または下総・大栄支所総務課で配布します。くわしくは管轄課(☎20-1552)へ。

瓶・缶の「み」の出し方

キャップを外して
分別を

瓶・缶は、ごみ処理施設で機械や作業員の手により選別され、資源化されています。

キャップが付いたまま排出されると、選別作業に支障をきたし、また、中身がこぼれると衛生上好ましくありません。

市内(下総・大栄地区を除く)

キャップ付きの瓶や缶はキャップを外し、中身を空にしてから水中を軽くすすぎ「ビン・カン・ガラス」(赤色の指定袋)へ。王冠・金属キャップは「金物・陶磁器類」(黄色の指定袋)へ。プラスチックキャップは「ビニール・プラスチック類」(白色の指定袋)へそれぞれ分別してください。

下総・大栄地区

キャップなどを外して、中身を空にしてから水で中を軽くすすぎ「ビン・カン」(黄色の指定袋)へ。王冠・金属キャップは「不燃ごみ」(赤色の指定袋)へ。プラスチックキャップは「可燃ごみ」(緑色の指定袋)へそれぞれ分別してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

今月の納税

市・県民税
(第1期)

納期...6月16日(月)～30日(月)
納期内の納付にご協力をお願いします。

※くわしくは税務課(☎20-1513)へ。

墓地内の清掃は各自で

霊園内施設の公共部分(広場、道路、駐車場、緑地など)の維持管理は、管理料で賄われていますが、墓地内の清掃については各自で行うことになっています。

時間が取れない人は、管理組合が墓地の清掃を代行する制度もありますので、管理組合事務所へ問い合わせてください。

許可の取り消しも

次に該当する場合は、墓地使用許可を取り消すことがありますので、注意してください。

- 使用者が死亡し、承継者がいないときや、使用者が住所不明となつて7年を経過したとき
- 普通墓地使用者が、許可を受け

式場・和室の使用料

種類	使用料	冷暖房費
式場	4時間まで1時間につき2,415円、超えると1時間につき525円	1時間につき262円50銭
和室	4時間まで1時間につき1,050円、超えると1時間につき525円	1時間につき52円50銭

た日から2年を経過しても囲障(外柵)を設置しないとき

○3年間管理料を納めないとき
変更手続きを忘れずに

墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更があった場合は、30日以内に手続きをしてください。

式場の利用

霊園内には式場と和室があり、有料(料金は右表の通り)で貸し出

空き地

所有者は適正な管理を

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、周囲に大変な迷惑を掛け、生活環境を悪化させることとなります。所有者の皆さんは、適正な土地管理に努めてください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は個人負担)で貸し出していますので、ご利用ください。
※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

しをしていますので、法要などにご利用ください。
※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)または、いずみ聖地公園管理組合(☎36-2292)へ。

市長日誌

(5月16日~31日)

- 16日 全国市長会関東支部総会
- 17日 成田市区長会総会
成田山薪能
- 18日 千葉県東部五市体育大会総合開会式
- 19日 成田新高速鉄道建設促進期成同盟
陳情活動
- 20日 なりた環境ネットワーク設立総会
成田空港圏自治体連絡協議会総会
成田地域交通安全活動推進委員協議会総会
- 21日 成田市戦没者追悼式
知事と市町村長との懇談会
- 22日 ゆめ半島千葉国体成田市実行委員会総会
成田防犯連合会総会
- 23日 成田市自衛隊協力会総会
- 27日 成田市市民憲章推進協議会総会・
感謝状贈呈式
- 29日 成田線(我孫子~成田間)複線化促進期成会総会
- 30日 土屋新駅設置に関する要望活動
成田国際空港都市づくり推進会議



東部五市体育大会であいさつする小泉市長

私立幼稚園の入園料・保育料を補助します

私立幼稚園に通園している園児の保護者世帯の課税状況により、入園料・保育料を補助します。補助を希望する保護者は、6月27日(金)までに、各幼稚園から配布される申請書類を園に提出してください。締切日までに書類が配布されない場合は連絡してください。
※くわしくは学務課(☎20-1581)へ。

補助対象世帯	補助金額(年額)					
	小学1~3年生の兄弟がいない世帯 または就園児が3人以上の世帯			小学1~3年生の兄弟が1人いて 就園児が2人以下の世帯		
生活保護世帯等 市民税非課税世帯	146,200円	197,000円	260,000円	162,000円	181,900円	176,000円
市民税所得割非課税世帯	110,800円	177,000円	253,000円	129,000円	158,800円	147,000円
市民税所得割課税額 34,500円以下の世帯	84,200円	162,000円	248,000円	106,000円	140,900円	126,000円
市民税所得割課税額 183,000円以下の世帯	59,200円	147,000円	243,000円	83,000円	123,900円	106,000円

毎月第2・4金曜日に開設しています

外国人のための 相談窓口



市内で生活する外国人のために、市では相談窓口を開設しています。皆さんの近くに、言葉や生活のこ
となど身近な問題で困っている人がいたら、ぜひ教えてあげてください。行政に関する相談なども行って
います。対応できる外国語は英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語の4カ国語です。

外国人相談窓口

- 日時＝毎月第2・第4金曜日 午後1時～4時
 - 場所＝市役所2階 201会議室
 - 相談内容＝日常生活における諸問題
 - 取り扱い言語＝英語・中国語・ポルトガル語・ス
ペイン語
 - 費用＝無料
- ※受け付けは市民支援課(☎20-1507)で行います。



外国人も住みよいまちに

英語

SERVICE FOR FOREIGNERS

- ◆Date Every 2nd and 4th Friday
- ◆Time 1:00 P.M.～4:00 P.M.
- ◆Place Meeting Room 2F Narita City Hall
- ◆Subject To advise and help you solve problems
you encounter while living in NARITA
- ◆Languages available
English, Chinese, Portuguese, and
Spanish
- ◆Charge Free
- ◆Inquiry “SHIMINSHIENKA” ☎0476-20-1507

中国語

外国人諮詢窗口

- ◆諮詢日 毎月第二和第四星期五
- ◆諮詢時間 下午1:00～下午4:00
- ◆諮詢地点 市役所 2楼 會議室
- ◆諮詢内容 日常生活的各种問題
- ◆諮詢語言 英語/中国語/葡萄牙語/西班牙語
- ◆諮詢費 免費
- ◆查詢電話 “市民支援課” ☎0476-20-1507

ポルトガル語

SERVIÇO DE ACESSORIA AOS ESTRANGEIROS

- ◆Período 2ª e a 4ª semana de 5ª feira do mês
- ◆Horário 13:00 Hs～16:00 Hs
- ◆Local Prefeitura de NARITA 2º Andar
“Soudan Coona”
- ◆Objetivo Serviço de informação aos Estrangeiros
para orientar e ajudar a resolver
eventuais problemas do cotidiano
- ◆Atendimento em
português, espanhol, inglês, chinês
- ◆Serviço gratuito
- ◆Informação
“SHIMINSHIENKA” ☎0476-20-1507

スペイン語

SE ABRIRA UNA VENTANILLA DE CONSULTA PARA LOS EXTRANJEROS

- ◆Fecha segundo y cuarto viernes
- ◆Horario 13:00～16:00
- ◆Lugar segundo piso del edificio (municipalidad)
“Sodan Coona”
- ◆Contenido de consulta
problemas varios de la vida diaria
- ◆Se atenderá en
inglés, chino, portugués, español
- ◆Costo gratuito
- ◆Información
“SHIMINSHIENKA” ☎0476-20-1507

